

日時	：平成19年12月26日(水) 午後2時00分
場所	：北見市議会 第2会議室
出席者	：委員13名(欠席3名) 北見市14名

開 会

事務局： 皆さんこんにちは、それではただいまより平成19年度第1回北見市減量等推進審議会を開催いたします。私市民環部次長でございます。よろしく申し上げます。

初めに、市民環境部長より一言ご挨拶をお願いします。

事務局： 後ろの席から大変恐縮でございます。今日は年末のお忙しい中、わざわざご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

日頃皆様方におかれましては廃棄物行政推進に一方ならぬご尽力を賜りまして厚くお礼申し上げたいと思います。審議会の前に、審議会の開催に関してですが今年3月の開会以来、当初は今年の7月に予定してたところでございますが、私どもの不手際によりまして、本日までに遅れた事につきまして大変申し訳なくお詫びを申し上げたいと思います。また、本日まで委員の一部の方が変わられました。後ほどご紹介申し上げますが、新しい委員の方におかれましても、特段のご理解ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

昨年3月に新しい北見市が誕生しましてから、約1年9ヶ月を迎えております。各自治区のお祭りなどイベントも他の自治区でPRが広げられ活発となりまして、合併の効果が徐々には現れてきているものと感じております。廃棄物行政につきましても同様でございます。不法投棄の対策やごみ焼却処理などで連携が図られております。今後は廃プラスチック製容器包装対策なども連携が求められているところございますが、市と致しましても積極的に連携を深めて廃棄物行政の一層の推進に取り組んでまいりたいと思います。こういった中で今年3月に新北見市の一般廃棄物の処理に関しましての基本的な計画のあり方につきましてご意見を頂きたく、当審議会へ一般廃棄物処理基本計画について諮問をさせて頂いたところございます。

本計画は廃棄物の排出抑制、資源化推進など資源循環型街づくりの推進のために長期的な視点に立った一般廃棄物行政のあり方、基本方針を明確にするものであり、まさに新北見市における第一期の計画となるものがございます。常呂川水系のオホーツク海サロマ湖原生花園など北海道らしい自然環境を守るとともに、環境への負荷を低減し、未来ある子供たちに豊かな環境を残していくためにも、今後の北見市の廃棄物行政の根幹となる本計画は極めて重要な位置にあるものと考えております。本日はそれぞれの皆様の立場から積極的にご意見を頂きながら、一般廃棄物処理基本計画の策定を通じまして、今後の北見市の廃棄物行政の方向性を示していただければ幸いと思っております。簡単ではございますが開会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局： 会議に先立ちまして委員の変更がございますので、ここで紹介させていただきます。

常呂漁業協同組合より葛西恭博様、国際ソロプチミストより桑島貞子様、北見資源リサイクル事業協同組合より和田修一様、北見商工会議所工業部会より中橋孝章様、本日欠席されておりますが、北見商工会議所建設部会より村井康彦様、この5名の委員さんが新しく推薦されております。本日の審議会は、審議委員16名中出席13名、尾山委員、村井委員、根本委員の3名の委員さんが所用の為欠席となっており、過半数の委員の出席を頂いておりますので「北見市廃棄物の減量促進処

理及び清掃に関する条例施行規則第20条第2項により本会議が成立することを報告いたします。それではここで会長よりご挨拶を頂きます。

会長： 第1回目の審議会に先立ちまして、簡単にご挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

本日皆様方暮れも迫って色々ご多忙中のところ、この審議会に出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、大変寒い中、16名中13名という多くの皆様方の出席がありましたことを大変心強く喜んでおります。今、部長さんの方からお話がありましたように、今回のメインは廃棄物処理基本計画の素案を基に、皆様方の建設的活発なご意見を頂きたいと言われましたけれども、基本的にこの廃棄物処理基本計画の中身を見ますと、国の方で強く求めております3Rですね。リデュース、リサイクル、それからリユース三つをいかに速やかに効率良く達成するかに尽きるのではないかと考えております。そういう観点から纏められなければならないというふうの一つは考えております。二つ目はやはり北見はこの管内でも人口が一番多いところでございます。その廃棄物行政の周辺への影響を考えますと非常に荷が重いといえますか、影響が大きいと思われまので、北見ではこのようなことをやっているのだという、何かユニークなことを中に盛るべきではないかということ、強く感じております。いろいろな町が廃棄物行政で、同じことをやっているわけではなくて、色々やっている訳ですから、ぜひそういうものを事務局も知恵を絞っていただきまして、皆様方のご意見をいただきまして、中に組み入れる事がいいのではないかなということを考えております。

それからもう一つは、これは長い間の懸案でございまして3年前からごみ収集手数料を有料化したわけですが、その際に、国際環境基金という積み立てをしているということになっております。事務局サイドから一切その話が出てこないで、もう3年経過している訳でありますけれど、それを如何にどんな形でこの計画の中に組み入れるのかということについても、事務局の皆様方も知恵を絞っていただきまして、その運用、それから、どんなことを展開するのか含めて、是非この基本計画の中に入れてほしい、入れていただきたいと思っております。その点につきましても、委員の皆様方のご支援を是非お伺いしたいと思っております。

ただ、委員会の回数としましては、今日を入れて、素案については、2回なり3回くらいで考えなければならないということですので、出来るだけ事務局からの説明は短い形で要点をお話していただき、できるだけ多くの委員の皆様から建設的な意見を出していただき、それをこれからの行政の10年間に渡るよりどころになる計画をしっかりとした物を立ち上げていただきたいと思う次第でございます。少し長くなってしまいましたが、お願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。

会長： それでは、事務局の方から何かありますか。はいどうぞ。

事務局： それでは事務局の方から、委員の皆様方に一点だけご了承をいただきたいといたします。

審議会の会議の内容の公開についてでございます。これは趣旨としては、市民の皆様方に対する説明責任とそれから情報提供を果たすと、それから廃棄物行政をできるだけ市民の皆様にご理解いただくというようなことを含めまして、この会議の議論をされた事を、私どもの課のホームページがございまして、そのホームページの中で、会議録として公開をさせていただきたいということです。

手順といたしましては会議の内容を隅っこに録音テープがございすけれども機械でございすけれども、それで録音をさせていただいて、それをテープに起こして内容を一度委員の皆様にお送りさせていただいて、そこで目を通していただいて、発言の趣旨とまったく違うようであれば手直しということも考えられるかなと思っております。手直しをしていただいで、その後ホームページで公開することを考えております。公開の内容ですけれども、一つは委員の名簿、選出母体の名

前を公開させていただくことと。それから一つ一つ会議の内容といいますか会議のレジメ、その内容それから、発言については会長、副会長の発言、それから委員の皆さんについては、A、B、C、というような形で載せさせていただきたいなど、事務局は事務局ということになります。そういう形で今回は載せていきたいなどご了承いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

事務局： 会長よろしくお願いします。

会長： 今、事務局からお話ありました件についてよろしいでしょうか。個人名でやってもかまわないですけども、AとかBでよろしいんですか。審議会委員の名簿はとりあえず全部出すけれども、個々の発言についてはどなたがというのははっきり分からないような形になりますが、そういうことで進めていただきたいと思います。3番目に議事となってまして、協議事項の1番目、北見市一般廃棄物処理基本計画素案についてということなんです。事務局の方から既に何日か前に皆様方のところに届けてあるということですので内容については、お目透視していただいているものと思います。とりあえず出来るだけ簡略にお願いしたいと思いますが、事務局の方から内容についてのご説明をお願いいたします。

あと議事進行につきましては、だいたい全体についてのご説明をいただいた後、それぞれの説明をしていただき、それから目次のところを見ていただきますと、第1編、第2編、1章、2章となっておりますが、第1編、総論、ここのところについて、その次の段階でもう少し詳しく説明していただき、この第1編、総論が終わりましたらここでご質疑をいただくと、それから意見が出尽くしましたら、第2編、ごみ処理基本計画、第1章ここに入っていきますと、この最後まで説明を頂きここでまた討議をしていただく、それから右のページ第2章になっておりますが、ごみ処理計画こちら側についてもこの説明をいただいた後、質疑をするような形で進めさせていただきたいと思います。そして最後にまた全体的な討議が出来れば、今日にならないかと思っておりますけれども、そんな形で進めさせていただきたいと考えております。それでは事務局の方で説明をお願いします。

事務局： 今、会長の方から一度全体でとのお話でしたけれども、全体を含めてそれぞれセクションごとに説明させていただきたいと思っております。そんな形で説明させていただきたいと思っております。

会長： 全体を含めてセクションごととはどういう事ですか。セクションとは何処の事を言ってるのですか。

事務局： 第1編について事務局の方から説明させていただいて、そして、次に第2編と、説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

会長： はい、そうすると最初からずっと説明させていただきますよということですね。

事務局： はい。

会長： はい、お願いします。

事務局： 廃棄物対策課計画担当係長をしておりますMと申します。それでは、私の方からお手元に配布してあります北見市一般廃棄物処理基本計画素案につきましてご説明いたします。私の方からは「はじめに」と「第1編総論」を説明申し上げたいと思っております。申し訳ありませんが時間の関係等ございますので、前もって資料を配布させていただいておりますことから、簡単に説明させていただきます。また、表紙をめくっていただきまして、次のページのはじめにをお開きいただきたいと思います。

最初に今まで私たちの大量生産・大量消費など生活スタイルや社会活動で資源の枯渇や温暖化など環境問題など引き起こしたことから、今後はライフスタイルを見直し循環型社会を実現化することが盛り込まれて、というようなことが書いてあります。また、合併によりまして新しい北見市が

誕生したことにより自然豊かな環境を後世に引き継ぐことが私たちの責務であるという事が記してあります。

次に、ごみの排出を抑制し、適正に処理し資源化を推進することで環境への負荷を低減し、豊かな環境を残していくためにこの計画を実行性あるものとするには、市民の方もしくは事業者、行政がそれぞれの役割と責任を持ちながら一体となって取り組むことが必要であると記してあります。

次に、1 ページをお開き頂きたいと思います。第1編、総論、第1章、基本計画策定にあたって、1計画策定の目的についてでございますが、私たちの日常生活や事業を営む上でごみの排出は避けて通ることが出来ません。このため、快適な生活環境を確保していく上で、廃棄物をどう適正に処理していくかと、ともに近年は廃棄物処理に伴う環境負荷をこれまで以上に低減し、省エネや循環型社会へ転換する事が強く求められております。このような背景を踏まえまして本計画は合併後の北見市の一般廃棄物の処理に関し長期的な視点に立った基本方針を明確にするものでありまして、まさに新しい北見市における第一期の計画となるものであります。

次に、2の計画の対象範囲についてでございますが、図の左下の方に示してございます。本計画はごみ処理にかかる計画とし尿や生活排水にかかる計画に分けて策定することとし、今回はごみ処理にかかる計画を示しているところでございまして、生活排水にかかる計画につきましては、改めてお示ししたいと考えております。

次に、2 ページでございますが、廃棄物・リサイクルにかかる法体系図としまして循環型社会形成推進基本法を初めとする各種リサイクル法につきまして示しています。

次に、3 ページ3番計画の位置づけについてでございますが、廃棄物処理法におきまして、市町村は地方自治法第2条第4項の規定、の基本構想に即して一般廃棄物処理計画を定めるものとされていくところでございます。現在、策定中でございます北見市総合計画及び北見市環境基本計画を上位の位置づけといたしまして、これらの計画と整合性を保ちながら本計画を策定することとなります。

次に、4番計画の期間についてでございますが、本計画は長期的な展望に立ってごみ処理施策を推進することを考慮し、目標年次を平成29年度とし、計画期間を平成20年度から10年間としています。また、平成24年度を中間目標年次とし、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえまして必要な場合には計画を見直しすることといたします。

次に、4ページの計画の区域でございますが、本計画は対象区域を本市の行政区域全域とします。また、北海道が推進する広域的な処理も含めた内容とすることで考えております。

次に、5ページについてでございますが、第2章北見市の概況としまして、1自然環境、2地域の特徴としまして各自治区の特徴的な事項を記してございます、また、6ページ人口推移さらに7ページ、8ページにつきましては、4番年齢別人口構成比、5番目としまして、世帯人員数の推移を示してございます。さらに、9ページについてでございますが6番目として産業別就業人口を記してございます。

最後10ページですが、7番総合計画策定のためのアンケート調査結果を示してございます。それと申し訳ございませんが一箇所訂正の箇所がございますので訂正方お願いしたいと思っております。10ページの(5)番ごみに関する調査結果のところでございますけれども、表題から下へ5行目5段目の回答数50.7%が「満足」というよう内容となっておりますが、回答数50.7%「満足」のところを「重要」重要度の重要と訂正していただきたいと思っております。以上私の方から第1編、総論につて簡単でございますが、ご説明させていただきました。以上でございます。

会長 : ここで質疑するんですか。ここまでですね。

わかりました。ありがとうございました。とりあえず第1編を簡単に説明していただきましたがこの中で何かご意見ご質問ございませんか。考えておられる様子ですので、私から気がついた点を申し上げます。言葉なんですが、総論のページ数で1計画策定目的のところ、リデュース、リユース、リサイクルという3Rが出てるんですけども、このリデュースのところでは発生抑制というふうになっています。けれども、後ろの方を見ますと排出抑制という言葉にもなっていますよね。これはどちらが正しいのかわかりませんが、同じ内容といえば同じなんですけど、言葉を統一していただきたい。発生抑制で統一するのか、排出抑制で統一するのかしていただきたい。それから細かな文書は色々あるのですけれども、それは後で事務局に修正していただきたいということと、今一番最後にご説明になりましたごみに関する調査の結果のところ、最終的にこのアンケートからの読みとしてニーズが高いことが伺えますということになっておりますけれども、そういう結論になるのかどうか、それをもう一度考えていただきたいと思います。

ごみに関する調査ですね。生活環境におけるごみの収集等の体制に対する重要度、有効回答数が50%が重要であると、体制に対するということだけであって、それがニーズということなのかどうかですね。その辺の表現ないし解釈をきちんとしていただきたいなということをお願いしたいですね。後、ございませんか。はい、どうぞ。

A委員： 4ページ5計画の区域でごみ処理の推進にあっては、全域を4つに分けとありますが4つとは、どういう考えなのでしょう。

会長： これはまた後の方で細かく出てきているのですが、1市3町が集まって新市になりましたときに約束事項があってそのことに関連している。説明をお願いします。

事務局： 今会長よりお話があったとおり、合併のときの約束と申しますか、合併協議で調整方針が出てまして、その中で主にそれぞれの自治区でこれまでやってきたことを一つは尊重しながら、そういうような協議事項内容にもなっているものですから、それを踏まえた形でそれを前提として合併したということでありまして、そこを踏まえながら進まなければならないということで、こういう表現になっております。

会長： この後でも何箇所かそういうようなところがあります。考え方としては、長期計画ですからできるだけ早くですね統一する。それも従来の北見市に統一するのではなくどちらが良いのか、それを判断し良い方で統一するというような方向性を示すというのも考え方の一つだと思うのですけれども、計画の全体では調整の話し合いの結果を最大限尊重する形で進めていきましょう。緩やかな廃棄物行政の方法と申しますか、そういうようなことを意識してもらうことですね。その他にありませんか。

B委員： P5. 6. 7自然環境、年齢別人口構成比があるんですが、簡単にいうとだからどうだ、例えば少子高齢化が進んでいる。だからごみ関係がどうなの。そういうことがないですね。人口も減っていくんですけどもだからどうなのと、ただ単に総合計画策定のための現状を引っぱっている。

ページを無駄にしていないか、載せるのであれば産業別にするとか第1次産業の割合が高いよと、そのことで北見のごみはこういう事が考えられるから計画をしてこういうふうにして行くとか、あらかじめ産業は対象外と書いてあるから、そういうことまで行かないのかもしれませんが、そうであれば載せる必要がないと思います。

会長： 私も読んでおまして、これは新しい北見市誕生のあゆみからの引用ですよ。それから引張ってきただけなのでそういう点が特に強いと思うのですけども、この廃棄物行政の基本計画で書くんですからごみと絡めての話というのがでてくれば良いと思うのですが、B委員さんからそういう意見が出ましたので、いらぬところは削って簡単にした方が、読んでも方には分かりやすいと思

す。あるいは廃棄物行政と関るような自治区の特徴とかそういうものがあれば、そういう表現にして書いていただくというような事でもいいかなと思っております。その他にございませんか。

C委員： 10ページの5、ごみに関する調査の結果のところ、単に、ごみ収集体制の満足度で収集に対する重要度なのか、ごみを収集してもらいたいかどうかのニーズ調査がなされたのかな。他がやっているから自治区もやったのか、本当に基本に戻ってしまいますが、市が収集すべきかどうかそこら辺の意見はどうだったのか。

会長： 私にはちょっとわからない。事務局の方でこのアンケート調査を分析して書かれた方がいるわけですからお答えいただきたいと思います。

C委員： 外は調査してないのですか。集めてほしいとか。

事務局： これは資料として書いておりますけれども、これは総合計画を策定するためのアンケート調査でございまして、その中でごみに関する調査は実はこの項目だけだったということで、その関わりから考察として載せさせていただいたということです。ごみに関しての項目としては、この項目しかございませんでしたのでアンケート調査としてはここしかやっておりません。

会長： この質問事項も良く分かりませんよね。ごみの収集なのか体制に対する重要度なのか、体制に対して重要だと答えている。体制に対する重要度って何を意味するのか。

C委員： 回収ありきの前提での完結ですね。本当に回収しなければならないのなら市がお金をかけて、それでなかったら自分たちで分けて何とかするという意見もあったかどうかという事を聞きたい。ましてやこれから10年先のいろいろな問題もでてくるだろうしね。わざわざ分別をしておきながら、焼却するときにはカロリーが足りないからといって、またプラスチックを混ぜてもう一回燃やしている実態もあると聞いています。それは北見市かどうかは別ですよ、分けて回収して置きながら、また一緒に燃やす。そんなおかしいことをやっていることは、じっくり調べた方が良いですよ。ここら辺のことも含めてごみ収集希望も採られたかどうか、取ってなかったら結構です。

会長： これはこのアンケート調査のときに、こういう項目について調査してほしいということをも市民環境部として要望として出したのですか。

事務局： いえ、出してないです。

会長： 勝手に出したのですか。

事務局： はい。

会長： これちょっと解釈がおかしいです。

D委員： 今のところですが、そぐわないと思うのですよ。結局市民参画のコメントをもらう話がでてたんですけど、計画の中に出できたものであれば、取り上げてかまわないのですが、意図が違うから本来的にはないものですよ。

会長： そういう意見もありますね。ただ、別の解釈が出来るのかどうか。文書が何か主語とあれがかみ合っていないとか、色々ありまして、私も細かく見たんですが、それは事務局にあとで直していただきまして、出来上がったものを次の委員会へ出していただいて委員の皆様に見ていただきたいと思っております。修正箇所は色々あると思うのですが、後で事務局の方へ皆さんからも出していただければ、それと4ページですが、本計画は、国や北海道が推進する広域的な処理も含めた内容としてますが、北見市以外の町のことを言ってるのですか。

事務局： はいそうです。

会長： それじゃ具体的に書いたらどうですか。訓子府と置戸を入れてはいかがですか。

副会長： 下の方に入るんじゃないですか。

会長： 訓子府町、置戸町、それは道の指導のもとにやりなさいということですね。それは拒否するわけ

には行かないのでしょうか。入れてやるんだったら入れてやるとした方が分かりやすいと思うので、訓子府町、置戸町、ここに少し斜線か何かで出した方がはっきりします。とりあえずそんなところで第1編を終わらせていただきますがよろしいでしょうか。それでは第2編11ページからですが、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 第2編につきましては、私の方から「ごみ処理の現状と課題」を説明させていただきます。ページ数がありますので、重要なところだけ取り上げて説明させていただきます。また、11ページ目ですけど「第1章ごみ処理の現状と課題」というところでございますが、項目が17項目ありまして、その中から取り上げていこうと思います。まず、現状として1つ目ですけども、分別区分と排出方法でございます。先ほどもちょっとお話しましたけれども、合併以前は、それぞれの形の分別区分によりそれぞれの排出方法でやってきておりまして、ただ、一遍に統一は難しくその後の施設の調整が必要だと。合併での協議がありまして、中々すぐには行かないのですが、早急に統一に向けて取り組んでいくことが最後の課題として纏めております。具体的に分別区分ですけども、ここでは生ごみが一つ分別区分に入っておりまして、現在留辺蘂自治区のみということとなっております。

次に、12ページですが、排出方法ですけども、ここでは区分の中の資源ごみについては、ほぼ統一されているんですけど、紙類については、中々引き取り業者との関係、ルートがございまして、すぐには一つになれないということでここではこうゆう表現になっております。

それから、13ページからはそれぞれ自治区ごとの分別の変遷ということで、こういう経過を辿って現在に至っております。ちょっと横と縦がずれてますけど、そんな形で載せさせていただきました。それぞれ自治区では、大きな変遷といたしましては、一つは資源ごみを分別して収集することになったということ。それからもう一つは、混合ごみで集めていた物を燃やす、燃やさないごみに分別をして、これは焼却施設が出来たそういう準備が出来たことです。これがそれぞれ自治区で大きく変わった点かなと思います。これが13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、16ページの留辺蘂自治区ですけども、ここで先ほど触れました生ごみについて、16年の4月の欄の下の方なんですけど、16年から生ごみの分別を始めており施設を作った中で、堆肥化を進めてるといのが大きな特徴かと思われまます。

次に、17ページですけども2番目の収集運搬、家庭系のごみということでございますが、これにつきましても収集回数の中で留辺蘂自治区の生ごみこれは、生ごみ単独で収集しなければならないという状況がございまして、これが他の自治区との違うところでございます。あと、粗大ごみですが、収集回数、受付も含めて北見自治区については随時受付をしながら実施しており、他の自治区と違うところがございます。

18ページについては、収集体制、収集車、ステーション数ということで掲載されています。収集体制のところでは、粗大ごみについては北見自治区のみが直営ということになっております。そんなところが特徴かなと思います。

それから、19ページ事業系のごみでございますが、これは、基本的には市町村の一般廃棄物については市町村の責務と法で謳われておりまして、補完という形で許可を市の方から民間の収集される方々に許可を与えた中でのごみの処理ということになります。そのようなことでこの表の中では、許可を与えている業者の数を掲載しております。ここでちょっと訂正なんですけど説明文の「行政界」という用語でございますけれども、これは「区域内」と訂正させていただきます。

それから、3番目は処理施設について掲載しております。それぞれの自治区ごとに処理施設を表に纏めてますけどもここでは、北見自治区のみが焼却施設をもっているということ。

それから、21ページ留辺蘂自治区は何度も触れてますが生ごみの堆肥化の施設を持っていると

いう事が特徴かと思えます。

22 ページですが、先ほど合併についても触れておりますけれども、中間処理と最終処分につきましてはここに書いてある通り、現在ある施設については、継続して利用し利用できなくなった段階で、統一ということが合併のときに協議されておまして、これを踏まえながら効率的、効果的な処理体制を進めていく必要があるということでございます。それぞれの処理方法について、(1)から(4)に掲載のとおりでございます。

次に、23 ページですけど、処理の方法と処理施設でございます。分別区分の燃やすごみですけども、先ほど広域とお話がありましたけれども、常呂自治区につきましては広域処理ということで、これは当時の女満別、東藻琴、常呂の2町1村において、共同でこの施設を作っておりますので、そこから継続した形で現在に続いております。生ごみについては留辺蘂の堆肥化施設、あと燃やさないごみ、粗大ごみにつきましては、これも留辺蘂自治区ですけども、同じように広域で、訓子府、置戸、留辺蘂と合併前の3町において共同で作った施設でございます。留辺蘂については、ここで処理をしてる。ごみ処理の流れということで24 ページからフロー図の形で掲載しております。

次の25 ページもこの続きでございます、この一番上の廃プラスチックのフロー図ですけども、後ほど説明させていただきますが、20年4月から北見で廃プラスチックの中間施設が稼動することになります。19年度現在の図でございますのでこういうことになります。来年4月からは、北見に3自治区の廃プラ、それから置戸、訓子府からも北見に集まってくると、このような図に変わる予定でございます。それから26、27、28 ページになりますが、収集運搬、処理をしないごみについては、19年度実施計画の中で、皆さんにご提示させていただきましたけれども、その内容とまったく同じでございます。北見市としまして収集運搬、処理のしない品目で、ここに同じものを掲載させていただきました。それから、29 ページ市の受け入れ基準ですが条例に掲げている事項ですけども、こんな様な基準を設けていると、現状としてご理解をお願いします。

それから、30 ページごみの排出量と推移ということで、ここに載っておりますけれども、家庭ごみの推移につきましては、それぞれの自治区で家庭ごみの有料化に取り組んでいたり、分別区分を変更しながら、これは資源ごみととか、変更しながら進めてきておまして、そういう影響がそれぞれの自治区ごと、後ほどグラフがありますけれども、このグラフの中で、表れているということでございます。課題としては何度も触れておりますけれども、ごみの排出抑制が大きな課題となっております。

31 ページは(4)番で、一人当たりのごみの量を表で掲載しております。この中でそれぞれ合併前に計画を持っておまして、目標値一人当たりのごみの排出量を目標に掲げております。その目標が一番下の行でございます。真ん中が現在のごみの量という事になっております。それから、ごみの量と、一人一日当たりのごみ量と棒グラフで表しているのが、(5)番目。

それから、33 ページにつきましては、リサイクル量の推移という事で、総ごみ量分のリサイクル量を棒グラフと折れ線グラフで表しております。それから、34 ページ総ごみ量に対する埋め立ての割合についてもグラフにして掲載しております。

35 ページは、それぞれの施設で、あとどれくらい埋め立てできるのか、このグラフに表わしてございます。

37 ページにつきましては、8 番目ごみの収集運搬・処理費用でございます。これは、18 年度の決算も終了しておまして、原価について数字が出ております。ごみを最後処理するのに北見市としては、22億8、735万7、000円が年間で掛かる。それを一人当たり換算すると、約1万

7, 800円の費用が掛かってますという事でございます。課題としましては、徹底した管理とそれから、見直しを繰り返しながら進めていかなければならないんじゃないかということで載せております。それから9番ですけれども、先ほど出ました広域的な処理でございます。道からこういう区分の中で処理しなさいという事になっております。北見については訓子府、置戸の燃やすごみを引き受けながら、処理をしております。当然有料でございます。

それから、常呂自治区のごみについては、大空町で処理をしていただいている状況であります。

それから、39ページについては、毎年行ってますごみの組成調査の結果をここでは、円グラフに表しており、40ページも同じでございます。それから、41ページですけれども、有料化の検証でございます、これは北見自治区について、検証した内容でございます。41ページは、それぞれごみの量についてグラフに表しております。42ページでは、有料化の影響がなかった15年と有料化後の落ち着いた18年度を比較した中では燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみが16%減少しているというような事をここに書いてあります。

真ん中のグラフとはちょっと16%を強調しすぎているグラフにはなっていますが、このように表すとこういうような事でございます。

それから、次のページ43ページは、資源ごみの推移でございます、44ページに14年度と18年度比較して15%増えてるという表でございます。

それから、45ページですけれどもこれは、指定のごみ袋を使っているか、使っていないかという調査を私どもでやっておりまして、使っていない場合については、指導するというような形で行います。それがこれだけの件数でこうなっています。

それから、46ページですが前計画の中で掲げていた旧北見市の一人当たりの一日のごみの排出の目標値が1,200gということでございます。18年度に達成しているという事になるのですがそういう現状を表しております。

それから、47ページですが、手数料については、これ条例で定めておりまして、こういう条例ですよ、ということで載せさせていただいております。この中で実は先日議会から議決を頂いたんですがここでは15リッター、30リッター、45リッターの袋に市民の要望に応えるという形で15リッターより小さい袋を作ることを議決をいただきまして来年4月からスタートしたいと思っております。

それから、12番ですけれども不法投棄・不適正排出の取り組み、こういう取り組みをやってますよ、ということと不法投棄の件数を載せております。ここで2点ほど訂正です。字句の間違ひがありました。文章の中のちょうど中段より下ですけれども、不法投棄が後を絶ちませんの「後」という字が間違っております。城跡の「跡」ですね。訂正をお願いします。それから一番下の表ですけれども、8年度指導件数22件とありますが、これ40件に訂正をしておいてください。

それから、次のページ13番清掃活動への支援、私どもとしては、ボランティア活動に対して、ボランティア袋を交付させていただいている現状を載せさせていただきました。14番はごみの減量化ということで、生ごみの堆肥化促進のため助成をしている購入者にはコンポストと処理機ですけれども、購入に対して助成をしている件数をそれぞれ自治区ごとに50、51、52ページに掲載しております。15番目に減量等推進員の状況でございます。各自治区ごとにこれだけの人数の方が推進員としてご協力を頂いているという事です。

それから、53ページですが、合併におけるごみの調整方針ですけれども、現状としてこういう調整方針があったということを計画の中でも示して置かないと、この計画の中ではこれも一つの前提といえますか、踏まえた中で計画を立てていかなければならないという事で、ここに私どもに関

わる調整方針を載せさせていただきました。それから、国、道の数値目標もひとつの参考になるのではないかとことで載せさせていただきました。ここでまた、訂正をお願いしたいんですけども、表の国の欄、縦の欄ですけども国の欄の左、循環型社会形成推進基本計画の欄、目標年次が22年度とありますが家庭一般廃棄物平成12年に対して「に」を「の」に直してください、それから、事業一般廃棄物についても同じく「に」を「の」に直していただきたいと思います。現状と課題につきましてでは、この17項目でございませけれどもこれで説明を終わらせていただきます。

会長： 11ページに戻っていただきまして、この当たりで、前の方から何か質問、ご意見があれば出していただきたいと思います。はい、どうぞ。

B委員： 決定した暁にはだいたいこれが基本となるのですか。

会長： そうです。

B委員： 市民が読むことになると、分かりやすい方が良い。私正直に言いますと、前段読ませていただいて、特に比率の仕方だとか、頭がごちゃごちゃになって全然分からない。全般にそれは言えるんですが、考えていましたら、現在実際上は北見、常呂、留辺蘂、端野と別々になっている。ですからその地域ごとに書いた方が分かりやすい。例えば分別のあり方だとか、生ごみをどうするか、こうするかとか、そういうふうを書く方がわかりやすい。統一して書かなければならないものは、統一する。そういう作りをするのがまず必要だと思うんです。それを前提に話しますが、11ページの「早期に全市統一」と言ったって、あとで言い訳としてそれぞれの施設の判断が出来ないと言ってるわけですから、こっちの方が急ぐんです。そうであれば作っているものが具体的に違うのだから、「早期」になんて期待を持たせる書き方はしないことです。「いずれは統一の方向」ということを確認するのであって、市民が読んだときにすぐにやめるんじゃないか、という感想を持ちかねないと思いますので、言葉遣いを考えるとよろしいと思います。とりあえず11ページについてはこれだけ言わせていただきます。

会長： はい、その他にございせんか、どうぞ。

E委員： 12ページ、排出方法についてなんです、いつも買い物をするとき感じるんです。レジ袋を断っているんですが、それにも関わらず資源ごみを半透明の袋に入れると書いてありますが、紙類は紐で縛るということでそれはクリアーできるんです。ましてや古着は回収ボックスがありますので例えばクリアーできるんですが、方法ということで今後こういう排出方法を続けていくのであれば、レジ袋の抑制と逆行するんじゃないかと思うのですがこのところどうなんでしょうか。例えば他でも分別先進地についてどういうふうに対応しているのか。

事務局： よろしいでしょうか、特に排出抑制の中ではレジ袋というのは、事業者の方々が、取り組まれているのが現状です。ここで表しているのは今の現状ということなんです。この後の計画の中ではレジ袋についての抑制ということでは、今後としては掲げさせていただいておりますけども、このページは現状について表しているということでご理解を頂きたいと思います。

会長： 現状と書いてあるのだけれど、課題はどこに書いてあるのですか。課題が一切見えなくて、ただ現状だけ書いてあるだけでしょう。排出方法についてどういう点が課題なのか、収集運搬でどういう点が課題なのか。そういうことが書かれてないじゃないですか。

事務局： 細かくそれぞれの分別方法の排出についての課題ということでは、書いておりません。

B委員： そのことは、先ほど会長が触れられていた3Rのリデュース、発生を抑制するのか、排出を抑制するのか。スーパーでレジ袋を受け取らないというのは、発生を抑制するという考えなんです。貰うけど出さないんだとというのものもある。それから北見市としてどちらの立場になって進めていくか。きちんと論議をする前に事務局が見解を示し進めていく。どうも書き方を見ると気持ちとしては発

生、抑制あるんだろうけど、やっていることは発生の方が目だって、排出の方が下がっているように見えるんですが、事務局の方でも考えがあるのであればお聞かせ下さい。

F 委員： 今のことについてこの前の委員会のときに、業者に市の方から説明するというお話でなかったかなど、そういうふうに記憶してるんですけども、違ったでしょうか。

会長： 業者に買い物袋を持参するような運動を起こさせるとか、それから白色のトレイですか、そういう物を出来るだけ少なくさせるとか、そういうことは役所の方でもしないとだめでしょう。Fさんが指摘するまでもなく、ビニール袋がですね、業者の方で抑えるようなことをやってると言っていました。市もそれを進めるし、業者と一緒にやっていますとか、町ぐるみで少しづつやっていきますという説明でなければおかしいと思うんですよ。

G 委員： 私のところでは、袋は持ってこないのですよ。よそからの袋はもらわないようにして、こういう袋を持って買い物に行くんですけど、そのような話は、前の会議で話し合われていたと思うんですけど。

会長： そうです。

B 委員： 私が言っているのは、業者さんが自主的に取り組まれてきちっとしても、そういう考えでやるからよろしくと呼びかけるとか、私はそれが発生抑制だと思うんです。ですからそういう考え方できちっと統一されて基本計画を考えて行くということでもよろしいか確認をしたい。

会長： それはリデュースだから発生抑制ですよ。ごみの量を地域から減らすということが大前提ですから家庭内でいつまでもためて置ける訳無いのです。必ずごみとなって出てくるので流通の段階で家庭にごみが入らないように、買い物に行った人にごみになるようなものを渡さないようにしないと発生抑制にならない。そういう視点が全然取れてない。

B 委員： 発生抑制になっている。

会長： 正式には減量化ですよ。リデュース、減らすという意味です。今、そういう問題がありますので、それも考えてきちんと纏めて作り直しをしていただきたいと思います。それから、その他にございませんか。その 17、8 ページくらいまでなんですけど、私ちょっと気になりました。事業系ごみの 19 ページのところ、表のすぐ上の「許可業者数を制限し、云々」ということが書かれておりますが、このところ何で市が指導する形の表現になっているのかが分からないんですけど、色々約束ごととあるんですか。普通は、中で取り決めになっているのですか。こういうところで書かなくてもいいんじゃないですか。どうなんです、書かなきゃだめなんです。お仕事されている方々の中でそういう話し合いになっているのであれば、仕方ないけど、市が口出しをしてこういうふうにさせるということですよ。

事務局： そうですね、市の方針といいますか、また戻りますけど基本的には、一般廃棄物処理については市に責任があるんだということです。

会長： 市に責任あるんですよ。そういう意識で持っていないとだめですよ。後ろの方で市民と事業者と市の三者が協働すると書いてあるけども、それはそうじゃなくて、市が主体になって市民と事業者が市に協力をするというサポート、積極的にサポートするそういう姿勢を書かないとだめだと思うんです。まだ示されていないんですけど、三者、市民・事業者・行政の参加と協働によると書いてあるんですが、これがおかしいと思うんですよ。市が指導して行政、廃棄物対策課があるんですから。専門の職業としてきちんとやっている立場なんですから、市が指導してやるという立場で市民と事業者と協力を求める。そういう姿勢で組まないとおかしいと思うんですよ。このところ私読んでいて引っ掛ったところ。他にありませんか。その他色々あると思うのですが、19 ページくらいのところから、その前のところでもよろしいです。20、21 は市の施設ですね。

22 ページはいかがですか。23ごみの実態。27、28 あと表などが出ていますので、32 ページくらいから今度はいかがですか。

B 委員： 表現を考えてほしい。空き缶 70 個というイメージがわからない。例えを変えて表現を工夫する方がいいのではないですか。30 ページですが、ごみの内訳と排出量と推移とあるが、これは自治区ごとになりませんか。地区ごとの特徴というものがあると思うんです。北見市全体としてはという書き方ですよ。

会長： 北見市全体のは一番上がそうですね。北見市と入っていますので、32 ページを見ていただきますと、30 ページの表ですか。

B 委員： 30 ページ、31 ページの円グラフですが、これは自治区ごとではないですよ。

会長： 北見市全体としての総量でグラフに表示したんだろうと思いますが。

B 委員： 実際やってみたら、傾向が同じなので纏めたというのであれば、それなら別に分けることはいいんですけど、もし、傾向に違いがあるとすれば、自治区ごとの現状が続くとすればその考え方を載せた方がいいのではないですか。

会長： 今、B さんからの指摘は、これは北見市全体の円グラフなのですか、ということなんです、いかがですか。それと、自治区で全体とそれぞれの自治区で傾向に違いがあるのか、ないのか、ということなんです、なければ全体でいいけれども、あるのであれば各自治区の傾向がわかるような出し方をした方がよろしいんじゃないでしょうか。そういうことですよ。

F 委員： 数字的に表にしてただ全体を纏めただけなんでしょう。

会長： そうです。北見自治区で見ますと燃やすごみ、燃やさないごみの北見の比率は少ないですね。それに対し留辺蘂自治区は燃やすごみより燃やさないごみの方が多いですから、常呂自治区も 2 倍ぐらいになってますよね。全然傾向が違います。

B 委員： 傾向の違いを把握し、各自治区に採択をとり、各自治区の処理場はあと何年持つのかわかりませんが、それまでは現状が続くとすればその対策というものが必要となってくるのではないかなと思います。

会長： わかりました。31 ページはどうですか。

B 委員： 31 ページ（4）一人当たりのごみ量で目標値、北見、端野、留辺蘂はクリアしているけど常呂だけクリアしてないのは多分有料化が始まった関係ですね。常呂だけではないのですか。

G 委員： 常呂さんにはホタテのウロなどがあるからじゃないですか。

会長： 32 ページを見ていただくと、16 年度から 17 年度にかけてガクンと下がってますから、おそらく 16 と 17 年度、17 年度から有料化、収集手数料の有料化になったと思います。

C 委員： 常呂だけが一日の目標としては減るんですよ。他の地区は増えても仕方ないという数値ですよ。

会長： そうなんです。目標値が高いからです。

C 委員： なぜ増えていいという前提で書くのですか。人口が常呂は違うからですか。

会長： これは、今までのですから。目標値が 21 年、28 年、これはねやっぱりだめだな。

C 委員： これは増える前提で書いているんですよ。ごみを減量化するという目標にならない。

会長： 既存の計画でこういうのを持っていると思うんですよ。北見自治区は、21 年度までそれから端野自治区では 28 年度までは 1,522 グラムというような数値を持っている。

C 委員： 留辺蘂だけ 15 年度となって下記の表にあるんですけど、目標持っていないんですか。こうやって並べても同じ何年後にレベルでないと、数字これ比較しようがないですね。

会長： それと 32 ページの表で見ると、逆に最近増えているところと、横並びのところあります。増え

ているところは積極的に何らかの対策を立てて、減らすように持って行かなきゃならないです。全体の値ではなくて、例えば留辺蘂ですと非常に高い値になってます。減ってませんよね。これを減らすような対策を何か取ってもらうように、全体の話し合いの中で持っていってもらう。そういう対策をきちっとしないとだめじゃないですか。それから北見も。

G委員： 留辺蘂のことなんですけど、今留辺蘂から何でこうなったか説明してもらいたいのですが。

会長： 事務局から説明してください。

G委員： 現状が高くなっているんですけど、どうして留辺蘂だけが外の自治区より平均がどんどん上がっているのか、それが解らないですね。みんなが減量しようと分別し、ごみを最大限減らそうと努力しているのにどうして留辺蘂だけ、18年度数値が上がっているのかわからない。

C委員： 現状は減っているんですよ、目標値として1,527gと、17年と18年の実績がでてますからね。実績は下がっているんですよ。そこの所はかえって混乱するんじゃないですか。せっかく下がってる実績なのに、各自治区の目標値があり、平成15年一日当り、1,527グラムですよ。平成18年度の実績で一日当り1,010gですから、15年の方が高かったと。18年下がったと示しているんですよ。

会長： 32ページの表で言いますと。

C委員： 31ページです。

会長： 31ページの数値ですけど、32ページで見ると16年度、17年度、18年度のごみの量が増え行っている訳ですよ。

G委員： 一人当たりですよ。

会長： 一人当たりです。

G委員： 一人当たり増えているようになっているから、どうしてそういう数字の取り方をしたのだろうかということを知りたかったのです。

会長： なるほど。

G委員： 間違いなら間違いと言ってください。

事務局： ごみの量の比較で16年度は下がってます。これは有料化の部分の中で色々ごみの搬出も含めて減りました。これが有料化が始まってある程度落ち着き、これはごみですから資源ごみも、一般の家庭ごみもすべてのごみを表します、それら若干下がってきたとうことになってます。要するに一応ちょっと控えたんですけど、その部分が17年度、18年度に徐々にまた出してきてたものが形となっています。

G委員： そうすると現状からずれたという考えですか。わかりました。

会長： はい、どうぞ。

A委員： ごみ総量というニュアンスで見ると、おかしな現象を感じるんですけど。資源ごみが入っている中で、我々が思っているごみは、例えば燃やすごみというと、資源ごみが回収されリサイクルに回る。それを総量で比較すること自体がちょっと違いますよね。

会長： 外の自治区も同じになっていないですよ。

A委員： 資源ごみは、リサイクルになるので外のごみと一緒に表現するからおかしくなるのではないですか。これは家庭ごみと事業ごみの総ごみ、資源ごみも総ごみとなると、ビンとかも一生懸命回収してきたら、ごみ増えると。そんなグラフを見せてもおかしな印象を受けるんですよ。

G委員： 留辺蘂は分別をものすごく厳しくやっているのだから、減ってると思ってたんですけど、増えてるんですね。どうしてかなと思ってるんですけど。

B委員： グラフの単位間違ってますよね。一人一日1,000kgとなってますがグラムですよ。

H委員： ごみの減量について、特に大事なものは市民をどういうふうに巻き込むか。そしてなおかつ市民の立場で記入するべきではないですか。

C委員： 21ページごみ処理施設、中間処理と最終処分施設は継続して利用すると。利用できなくなった段階でとありますけど、どの程度利用できるかが表現されてないのです。例えば、焼却施設とかです。埋め立て処分場は書いてある。利用できなくなった段階で集約するとなっているが、利用できるのはそのままということですから、それでは、いつまでなの載ってない。どうしていつまでとなるのを載せないのか。使うだけ使うとあるが、本当に使い切るかどうか問題もありますよね。思い切って廃棄するのは廃棄しちゃって処分するということも考えられる。統一し統合する考えも良い場合がある。実際どれだけ、ばらばらでやるのだろうか。

会長： それが分からないのですけども、先ほど後ろの方で16の53ページ調整方針を見ますと、調整区分のところですけど、合併後に「再編」という言葉がでていまして。合併後に再編という調整区分の意味が良く解らないのですが、合併をしてしまっているのだから、きちんと一つの考え方でやる。或は、何年間かどうする、こうするというのがない。それを出さないと計画にはならないんじゃないかと思うんです。合併後に再編とはどういう意味なんですか。

事務局： 合併後に再編とは、一つは統合といいますか、一元化できるものは一元化するという方向です。それから合併後にもう一度協議をして、新たに計画を立てるもの。

会長： それだったら、新たに立てたらいいんじゃないですか。基本計画なんだから、それをまったくしない、ただ野放しの状態にしている。今も指摘受けただけもいつまで使うか全然分からない計画では、どうかと思うのですが。

C委員： 利用できなくなったら、どういう判断をするかです。壊れちゃったというなら、それまでです。どうして使わないのですかという話なんですけども、これ以上整備がかかるからやめようとか、判断を必ずするんです。埋め立ては解ります。

G委員： 埋め立ては何年と解る。外のリサイクル施設とは違います。リサイクルされてどんどん出て行くのだから、施設はきちんとしていたら使えるじゃないですか。

C委員： そうなるとおそろくずっと使い続けるのではないのでしょうか。そうなると統合は出来ませんよね。そうならば、各地域にある施設を生かして有効活用するかという方向性を見出さない限り、北見から常呂へ持っていたり、常呂から留辺蘂へ持っていたりとか定期的に移動させたりして、均等化して使うとかという発想になっていくかと思うんです。ずっと使い切るのであれば、何も北見だけで苦労することにならない。

G委員： 私は考え方としてリサイクル施設をですね。北見自治区を外してでも使えよと思ったんですけど違いますか。一本化にしてどんと集めて使うそれはちょっと経費がかかりすぎるんじゃないかと思うんです。

会長： 合併後に再編しても合併しても、今までの各町のやり方を継続して、という事なのか、統合して効率化の観点から見直していくとういことなのか。

C委員： 今の下のごみの収集運搬方法で3年を目途に再編すると書いてあるんですね。再編するにしても、それぞれの施設がどうあるのか。どういうふうにするんだという再編なのか。一箇所に集めて再編するのか。施設が関ってくるんです。

B委員： 53ページ、54ページ基本計画を策定する上での前提です。後ろに付録みたいに書かないで、一番最初の方へ持って行ってください。基本計画を策定するには上の機関の計画があるが、それより北見市の確実なのを載せて前の方に移動させてください。32ページから35ページまでの最終処分場のグラフですが、対比が違うのだから、グラフも変えるべきだと思います。もう少し親切に

作成してください。北見はあといくら残っていると枠で示してあるけども、それ自体が常呂や留辺
藁が多いんです。比率は良いが絶対量が違いますからそれがわかるグラフにしてほしい。②の北見
市昭和埋め立て処分場の容量がほとんど無いようになってますが、これだと例えば常呂町と比較し
たら常呂より多いんですね。④の端野よりも多い。端野はすかさず、常呂もすかさずと書いている。
そっちに安易に回せばと見られかねない。昭和処分場の単位はなぜ変わってない。率でいえばほと
んど埋まっている。もっと親切に書いてください。

G委員： ごみ袋に関して小さい袋ができる。これ大変いいことだと思います。今家庭用ごみ袋は半分も出
てないんですが、あのごみ袋を使わなければならない現状があるんですよね。一人暮らしの老人は
週2回で出す量が少ないものです。それでも出さなければならない雰囲気がありますので、一人暮
らしのお年寄りに負担のない金額で袋が出来て、それをぽんと入れるだけです。家庭のごみも今ま
で多かったんですけど、少なくなって、いろいろな方法があるけど、袋を小さくするのがベターだ
と思います。生ごみは北見市が燃やさないで堆肥化するという市長の公約もありますが、そうなっ
たときに、非常に政策的によいのではないですか。

会長： ありがとうございます、その他ございますか。はい、どうぞ。

C委員： 35、36の埋め立て処分場の残余容量なんですけども、それぞれの処分場が、埋める物が一緒
なのですが、例えば④一般廃棄物埋立処分場、⑤一般廃棄物最終処分場、言葉が違ってますが、
これはどういうことですか。埋立が出来る処分場なのですか。

会長： これは、全部管理型なんですか。

事務局： 埋めるものは同じ物です。

会長： 同じ物ですね。

B委員： 37ページから事務局に質問致しますが、自治区ごとの計算した数字はありますか。

事務局： 自治区ごとに数字はあります。

B委員： 傾向はいかがでしょうか。例えばごみ処理の原価はどうですか。

事務局： 自治区ごとのごみの原価は数字としては作っておりません。

B委員： 後で調べておいてください。北見市の傾向が、それ全部押さえているときにどこの自治区が高上
りだよという気もないんですけど、もしあるのであれば、平均といいますか、ほとんど北見自治区
の数字になってしまうのでしょうか、そうでなければ自治区の独自の傾向があればそれに対してい
くらという話になるだろうと思います。ぜひ計算をしてください。

事務局： はい。

会長： それから37ページのコストのところですけど、処理コスト、収集運搬コストこれは北見のコス
トが高いのか低いのか、そういうことが解る様になっているのでしょうか。

事務局： 他の市町村と比べてということですか。

会長： はい、他の市町村、全道平均、全国平均とか比べてという事です。

事務局： この計算方式は統一された計算方式でして、それぞれの市レベルの中では比較できます。

会長： 38ページ以降でいかがでしょうか。

C委員： 今日は何時までですか。

会長： 今日は4時までの予定でありますけれども、とりあえずは、その外のところでございせんか。
いずれにしても一回じゃ直りきらないと思うのです。出していただいて、今色々な意見が出てきま
したけども、それを修正していただいたのをもう一回見て、さらにまたご意見を頂くという形に持
っていかねば中々うまくいかないと思っております。はい、どうぞ。

B委員： 42ページなのですが16%とはこんなに大きいんですか。

会長 : 20,000tからスタートしているからこうなるのですか。

B委員 : 16%減少とはこんなに大きくなるんですか。こんな幅ですか。

事務局 : グラフの頭の部分だけを取ってしまったということですね

B委員 : 尺化するのであれば、それなりの割合でやっていただかないとならないのではないのですか。

C委員 : 手前の丸は当たっているけど、後ろの丸の数字のところが大きな数字になってしまっているから、こんな感じなんでしょう。あと44ページのところでですけど1,022tマイナスとなっていますがプラスですよ。増えているんですよ。約15%増加と書いてありますから三角と書いてあると減ってしまうことですから。

会長 : それと41ページ家庭ごみの有料化の検証となっていますが、家庭ごみ有料化した意識はないですよ。そういうことでよろしいんですか。収集手数料を有料化しただけであって、家庭ごみを有料化したという意識はないわけです。諮問を受けたときも収集手数料の有料化であって、それがいつの間にか有料化した、有料化したとなっているのですけれど、収集手数料を有料化したことによる減量の効果じゃないかなあと思うんですけどいかがですか。

事務局 : 一般的な表現の書き方は、国の表現の書き方も、家庭ごみの有料化と使っているものですから、ここではこういう表現になっています。厳密に言えば手数料の有料化で間違いないです。会長のいうとおりです。

会長 : 収集手数料の有料化に伴う家庭ごみの減少効果そういう事ですよ。それから全体として54ページに国の排出量目標値とか道の目標値があるわけですけども、北見各自治区の数値これより究めて高い目標値に設定してあるんですけども、その辺との対比での説明があつてしかるべきかなというふうに思うんですけども、いかがですか。北見市1,200gと設定ですけども、国ですといくらにしたらいとなっています。もっと低いですよ。道の場合でも、700g以下となっています。そういう物を意識した数字の設定をし、行政の目標を設定していかないと、廃棄物減量に対して積極的な姿勢を北見は持ってないという評価になってくるのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。そしてまたそういうことを意識した説明になってませんよね。

事務局 : 国の家庭ごみの630gなんですけども、これは資源ごみを除いた数字です。以前に掲げていた1,200gは資源ごみ含んだ数字です。

会長 : そうすると先に出ていた表の1,200gは資源ごみを含んだ目標値ですね。減量の数値にして、それをクリアしたというのは、資源ごみとして相当回収終わった数字ですよ。そうするとそれは同じ表に並べて、比較するのはどうなのかという感じがしますけどいかがですか。資源ごみとしてそれほど入っていないじゃないですか。若干は入っているかもしれないけれども。聞きたいのは、そうだとすれば、資源ごみを除いた北見の数値というのは何グラムになっているんですか。北見自治区1,109gですよ。この中の資源ごみは、どれくらい入っているのですか。18.4%か、18%引いても900g、850g位かも知れませんが、それにしても道の目標から、まだまだかけ離れていますよね。そういう国とか道が示した数値に近づけるようにするのが課題であることを示していないと、わかりませんね。有料化してごみが減ったという話は出てきているんだけど、最近ほとんど減ってない、横ばいですから、もっと減らさなければならぬですよ。

E委員 : 46ページごみが増えるリバウンドも予想されると書いてあるが、何を根拠にリバウンドと言うのですか。ごみの分別あるいはごみの収集、先進地があると思うんですけど、そこで確実にリバウンドされていてこの数値が変遷してますよと示されて初めて予想されますが、何を根拠にしているのかおしえてください。

事務局 : これは有料化に取り組んでいる先進地では現実にリバウンドという現象がおきてまして、そ

ういうこともここでは考えられるという表現になっています。

E 委員： 具体的に何年に何%増なのか、具体的な数値はないのですか。

事務局： リバウンドが現実には起きているんです。その数値は当然抑えることが出来ます。

E 委員： 説得力がない、根拠がないのは信じる事ができませんよね。

事務局： 他の町では現実問題こういうリバウンドがあるということ表現したという事です。

E 委員： そうですかね。

B 委員： 48ページの不法投棄関係ですが、不法投棄の量は毎年どんどん増えている。指導件数は激減している。理由は何ですか。

事務局： 今、Bさんがおっしゃっているのは①と②の比較の事ですか、それとも(1)と(2)の比較ですか。

B 委員： いや、どちらでもかまいません。

事務局： (1)は不法投棄ですね、それから(2)はですね不法投棄ではなく、不適正排出者のことです。

B 委員： 不適正排出者と書いてあるね。

事務局： はい。

B 委員： すいません、私の読み違いでした。

C 委員： 不法投棄が増えて、指導件数が減ってる。

B 委員： わかりました。おっしゃっていることは解りました。

H 委員： 一つ聞いていいですか。不法投棄の処理の代金なのですが、市になったら処理金額は市が払ってくれるのですか。

事務局： 不法投棄でタイヤですとか、家電製品ですとかが多いわけですが、これは当然処分するには有料でないと処分できません。これは予算化をしまして、処理費を支払って処分しています。

H 委員： たまたま道路に全然関係ないのがあって、合併前に大変苦労したものですから。

会長： 4時、2時間経過したんですけども、とりあえずこの前段相当直していただかなければならないところがあるものですから、この続きは次回にさせていただきたいと思います。少し時間が食い込んでしまいましたが、今後のスケジュールについて、事務局からお話いただくのと、合わせてプラスチック製容器包装の分別収集について報告がございますので、それも合わせて説明いただければと思います。

事務局： 今後のスケジュールですけども、皆さんの机にこういう表があると思うんですが、私どもの事務の不手際で大変予定より遅れております。皆さんの委員としての任期が6月12日までとなっておりますので、その任期の間に、答申を頂くのが一番いいのかと思っております。そんなスケジュールですね、左の1番目から13番目までありますけれども、今日が7番目でございます。その後会長からお話ありましたとおり、次回この素案の手直しがありますけれども、手直しをさせていただいて、8番ですけども年明けて2月の中旬くらいに、提案させていただくことになろうかと思えます。その次、またいろいろご意見をいただき、9番ごみ処理基本計画ですけども、ここで一度ひと区切りし、あわせて、生活排水、こちらはごみ処理に比べると多分少ないと思えますのでごみ処理計画について合わせて素案を示させていただいて、10番生活排水の分の審議を頂いて、5月の下旬ですけども合わせて、最終的なことも含めた中で素案を案という形でまとめていただきたいと思います。5月の末まで続くかもしれませんけども、末に答申をいただくというスケジュールでお願いしたいと思います。

事務局： それではプラスチック製容器包装分別収集についてでございますけれども、平成20年4月より、北見自治区におきましてごみの減量化・資源化を促進しまして容器包装リサイクル法に基づき、実

施することとなりました。合併いたしました3自治区は既に合併前から実施しており、ようやく足並みがそろそろこととなります。プラスチック製容器包装分別収集の実施に伴いまして、市民周知でございますけれども各地域の住民センターなど11月1日から12月20日まで20箇所46回開催しており、1,462名の参加がございました、また、出前講座による説明会もこれまでに老人クラブなどで3団体で実施されており来年1月以降も現段階では、7団体から出前講座で依頼されている状況でございます。今後も各団体からの説明会の要請がございましたら対応していきたいと考えております。住民説明会の主な質問でございますが、発泡スチロールの箱ほどの程度砕けばいいのか、ペットボトルや容器のラベルは剥がさなければいけないのか、また同じプラスチック製品なのに何故対象とならないのかという質問が主にございました。

次に、広報きたみでの周知ですが、北見自治区46,000世帯に平成20年3月号広報きたみで折込チラシを配布する予定でございます。広報きたみが配布されないアパート・マンション1万戸につきましては、平成20年2月までにチラシ配布する予定でございます。

次に、ごみステーションでの周知でございますが、北見自治区のごみステーション数約3,800箇所のうち看板設置が、3,100箇所ぐらいあります。その3,100箇所に曜日シールを平成20年3月までに張り替える予定でございます。また、廃プラスチック中間処理施設につきましては、旧清掃事業所事務所の跡地に平成19年6月より着工しておりまして、平成20年3月上旬に完成し、同時に試運転を行う予定でございます。以上でございます。

会長：ありがとうございます。協議事項のところで言いませんでしたが、最初の挨拶で私が申しました2点、一つは国際環境基金でしたか、その実施に当たっての事項をきちんと次の委員会の基本計画の中に入れていただきたいということと、それから、もう一つは全体として特徴のない基本計画になっているので、北見は、ああいう廃棄物関係のことをやってるんだというような特徴をどこに示すかということを確認にする。そういる内容も含めた、素案を作っていただきたいと思います。繰り返しになりますが申し上げておきたいと思います。それでは閉会と言うことでありますけれども、はい、何か。

事務局：もう一点だけお願いします。お配りしています意見提出用紙がございます。多分この場でご意見いただいたのですが、まだこの審議会の中で足りない、訂正箇所があるとか、ご意見があれば、この用紙でなくても結構ですけども書いていただいて本日もよろしいですし、1月16日まで提出していただけたらありがたいと思います。それを次回に素案で取り入れたいと思います。

会長：以上でございます。

H委員：審議事項の(3)第6条第2項の規定について書いてありますが、第6条の第2項とは、わからないんですよ、あとでいいですから、何かわかるようにしていただき、僕ら知らないものですかからね。

会長：注意事項ですね。具体的な法律第何条第何号とかですね。目的のところから色々出てきておりますが完全な法律が解るように載せていただきたいというご意見、ご希望でございました。よろしくお願い致します。今日は中途までという事ですので色々ともう一度見直していただきまして、是非審議会の中で意見が出てこない点があれば用紙に記入して事務局に出していただきたいと思います。私の方からは以上でございます。

事務局：長時間に渡りありがとうございました。これを持ちまして平成19年度第1回北見市廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。